

# 市・県民税の申告 2月15日月～3月15日月

問い合わせ…市民税課個人住民税担当・TEL224-5640

2月上旬、該当すると思われる方に「市・県民税申告書」「市・県民税申告の手引き」などを郵送します。左記の「市・県民税の申告が必要です」に当てはまり、用紙が届かない場合は、市民税課(本庁舎二階)または出張所・連絡所などに留意してある申告用紙を使用してください。

## 市・県民税の申告が必要な方チェック

はい ↓ いいえ ↓

平成22年1月1日の時点で川越市に住んでいましたか？  
\*市・県民税の賦課基準日は、毎年1月1日となっています。

平成22年1月1日の時点で川越市内に事務所・事業所・家屋敷を所有していますか？

市・県民税の申告は不要です

平成21年1月1日から12月31日までに収入がありましたか？

**申告の義務はありません**  
ただし、保険料などの算出に必要なため、長寿医療(後期高齢者医療)制度・国民健康保険の加入者と、非課税証明書の必要な方は、申告が必要です。申告書裏面(昨年収入が無い方の記入欄)を記入し、郵送してください。

**市・県民税の申告が必要です**  
均等割が課税されます。申告書の書き方が異なりますので、市民税課にお尋ねください。

所得税の納付・還付(医療費控除・住宅借入金等特別控除など)を受けるため、税務署に平成21年分所得税の確定申告をしますか？

収入は給与ですか？  
給与以外の収入がありますか？  
勤務先(支払い先)から川越市へ、給与支払報告書が提出されていますか？

**市・県民税の申告が必要です**  
申告に必要な物  
①平成22年度市・県民税申告書  
②印鑑(認め印可)  
③収入の分かる書類(平成21年分の給与所得や公的年金等の源泉徴収票など)  
④昨年支払った社会保険(国民健康保険・国民年金など)の領収書など、生命保険・地震保険の控除証明書、その他控除に必要な書類(身体障害者手帳など)  
⑤営業等所得・不動産所得などがある方は、収入・経費の分かる帳簿など  
\*給与以外の所得が二十万円以下でも、市・県民税の申告は必要です。また、国民年金保険料の支払金額を控除に入れる場合には、証明書の添付または提示が必要になります。

**市・県民税の申告は不要です**  
所得税の確定申告をすることで、併せて市・県民税の申告が済むこととなります。確定申告については、2月10日発行の広報川越をご覧ください。

市・県民税の申告は不要です

**\*申告が無い場合、銀行ローンの借り入れ、公営住宅などの申し込み、保育園入園などに使用する所得の証明は発行できません。**

### 申告・相談の受け付け日程

混雑緩和のために、「市・県民税申告の手引き」にある地区ごとの指定日を利用してください。指定日に都合がつかない方は、左記の会場にお越しください。  
受付時間：午前9時～午後4時

3月		2月	
15日(月)	本庁舎7A会議室	15日(月)	高階市民センター
12日(金)	やまぶき会館	16日(火)	福原公民館
10日(水)・11日(木)	農業ふれあいセンター	17日(水)・18日(木)	霞ヶ関公民館
9日(火)	やまぶき会館	19日(金)	北部地域ふれあいセンター
8日(月)	やまぶき会館	22日(月)	ジョイフル
6日(土)・7日(日)	やまぶき会館	23日(火)	霞ヶ関北公民館
5日(金)	ジョイフル	24日(水)・25日(木)	メルト
4日(木)	南古谷公民館	26日(金)	
2日(火)・3日(水)	大東公民館		
1日(月)	高階市民センター		

\*記載済みの申告書は、郵送でも受け付けています。必要書類を同封して〒350-8601川越市役所市民税課に郵送してください。

# 所得税の還付申告

## 2月10日(水)～3月10日(水)

問い合わせ：川越税務署・TEL235-9411(申告案内窓口)

この期間は、東上パールビルに還付申告の会場を設けています。昨年中に多額の医療費を支払った方や、年末調整をしていない方などで、一定の要件に合えば還付の申告をすることにより、すでに納めた所得税が戻ってきます。

### 申告の対象

- ①～③の還付を受ける方です。
- ①給与所得者の医療費控除
- ②年金受給者で還付の要件に該当する方
- ③中途退職者などで、年末調整をしていない方

\*源泉徴収税額のない方は、還付する金額が生じません。

\*土地・建物・株式などの譲渡所得の申告や住宅借入金等特別控除など①～③以外で還付を受ける方は、川越税務署(並木四五二-二)で受け付けます。

### 申告の受け付け

直接、会場へお越しください。

### ●東上パールビル地下一階(脇田本町一五-一三)

**郵送でも受け付けています**  
記載済みの申告書は、郵送でも受け付けています。必要書類を同封して、〒350-8666川越税務署に郵送してください。



2月	
4日(木)	やまぶき会館
5日(金)	メルト
8日(月)	高階市民センター
9日(火)	霞ヶ関北公民館
10日(水)	大東公民館
12日(金)	霞ヶ関公民館

●その他の受付会場  
受付時間：午前9時～午後4時

\*相談は、午前9時30分からです。  
\*駐車場はありません。

- ①必ず持参する物
- (1) **申告に必要な物**  
(税理士に依頼している方を除きます)。  
\*会場では、関東信越税理士会川越支部による無料税務相談を同時に行います

### 無料税務相談所

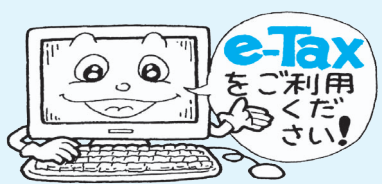
関東信越税理士会川越支部事務局  
TEL246-6188

税務全般・記帳と決算の指導・税務書類作成の指導など。税理士に依頼している方を除きます(電話で要予約)。

日時…金曜日(祝日を除く)、午前9時～午後3時

会場…カーニープレイス川越7階(脇田本町14-23)

\*電話のかけまちがいに、ご注意ください。



国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から直接電子申告ができます

- ① 1) であげた①～⑤
- ② 支払った医療費などの領収書(医療費の支払額を病院別、医療を受けた人別に集計した物)
- ③ 社会保険・共済保険などから補てんされた給付金の金額が分かる物
- ④ 生命保険会社などから支払われた入院給付金などが分かる物
- ③ 年金受給者・昨年中に退職した方

2月	1日(月)	高階市民センター
3日(水)	メルト	

年金収入のみの方を対象に、年金説明会と申告の受け付けを行います。  
時間：①午前10時～正午(受け付け11時前9時30分～10時)②午後2時～4時(受け付け11時30分～2時)

### 年金説明会を開催します

- ① 1) であげた①～⑤
  - ② 昨年支払った社会保険(国民健康保険・国民年金など)の領収書など、生命保険・地震保険の控除証明書、その他控除に必要な書類(身体障害者手帳など)
- \*国民年金保険料の支払金額の控除を受ける場合には、証明書の添付または提示が必要です。